

山形市立図書館
基本方針

平成26年3月

山形市教育委員会

市民憲章(昭和54年7月1日制定)

わたくしたちは、樹氷とべに花の里、山形市民です。誇りと責任をもって五つの誓いをいたします。

- 1 すすんでまちづくりに参加し、明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、親切であたたかいまちをつくります。
- 3 働くことに喜びをもち、活気あるまちをつくります。
- 4 自然を愛し、緑と水のきれいなまちをつくります。
- 5 老人にはやすらぎ、若者には夢のあるまちをつくります。

目 次

第1章	基本方針策定の趣旨	1
第2章	基本方針の性格と位置付け	1
第3章	基本理念	2
第4章	基本方針	3
第5章	取り組み方針	
1	市民一人ひとりが利用しやすい図書館	
	①市民の立場に立った図書館サービスの充実	4
	②ICTを活用した情報提供の推進	5
2	市民や地域に役立つ図書館	
	①資料の収集・整備・保存とその充実	6
	②多様な学習の機会や活動・発表の場の提供	8
3	子どもの読書活動を推進する図書館	
	①子どもの年齢に応じた図書サービス	9
	②学校図書館との連携強化と学校教育活動への支援	10
4	市民と共に歩む図書館	
	①広報・広聴及び情報発信の充実	11
	②市民参加による図書館運営	12
	③質の高いサービスを支える体制の整備	12
第6章	基本方針の推進に向けて	
1	基本方針の推進体制	14
2	基本方針の進行管理	14
資料	図書館利用者アンケートの概要	15
	図書館利用者アンケート用紙	21

平成24年度の利用状況	23
山形市立図書館略年表	24

第1章 基本方針策定の趣旨

山形市立図書館は、昭和54年（1979年）7月に開館し、「市民の身近に図書館を」、「市民の暮らしの中に図書館を」そして「子どもたちへすぐれた児童文化を」を基本方針として、図書館サービスを開始しました。その後、中央分館、東部分館、北部分館、霞城分館、当時の地区公民館20館に分室、江南分室、西部分室の配置、移動図書館の運行など図書館サービス網の整備を図ってきました。

平成11年に新図書館システムの導入、平成18年に本館の開館時間延長、祝日開館、インターネットによる蔵書検索システムの導入、平成23年度にインターネットによるリクエストシステムの導入などサービスの向上を図ってきました。現在、平成22年度策定した「山形市教育基本計画」のもと「図書館サービスの充実」、「図書館の施設・設備の充実」に努めており、貸出者数は当初と比べ2倍、貸出冊数3倍強に達し、身近な図書館として多くの市民からご利用いただいている状況にあります。

山形市の図書館をめぐる状況においては、平成23年度から各地区公民館が社会教育施設からコミュニティセンターとなり、時期を合わせて各地区公民館の図書館の分室が廃止されました。また、移動図書館も平成6年度で休止し、その後廃止となり、現在は、本館及び4分館体制で運営しています。

一方、我が国の社会状況は少子高齢化、情報化、グローバル化の急速な進展などめまぐるしく変化しており、市民の図書館に求めるニーズも多様化しています。また、全国的には図書館の管理運営については指定管理者制度の導入等を行っている図書館も増えてきております。

国においては、「文字・活字文化振興法」（平成17年7月29日法律第91号）、「図書館法」の改正（平成20年6月11日法律第59号）、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示 以下「望ましい基準」という。）において、社会情勢や図書館へのニーズの変化に対応した新たな図書館の役割を示しています。この「望ましい基準」では市町村立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営方針を策定し、公表することとしています。

さらに市民の知的要求や生涯を通じて学ぼうという意欲はますます高まる傾向にあり、図書館に求められる役割は、従来の「借りる・読む・調べる」ととどまらない、利用者や地域の「課題解決に役立つ情報拠点」へと大きく変わりつつあります。

山形市立図書館においては市民や地域の課題解決に役立つ情報提供力の強化やあらゆる利用者層に対応できるサービスの改善と充実など、サービス体制の再構築が必要となっています。

このように大きく変化する状況を踏まえ、より充実した図書館サービスを展開するため、「山形市立図書館基本方針」を策定するものです。

第2章 基本方針の性格と位置づけ

この方針は、「山形市第7次総合計画」の教育分野の総合的な計画である「山形市教育基本計画」における施策分野の個別方針として位置付けるものであり、今後の山形市立図書館の方向性や施策についてまとめたものです。

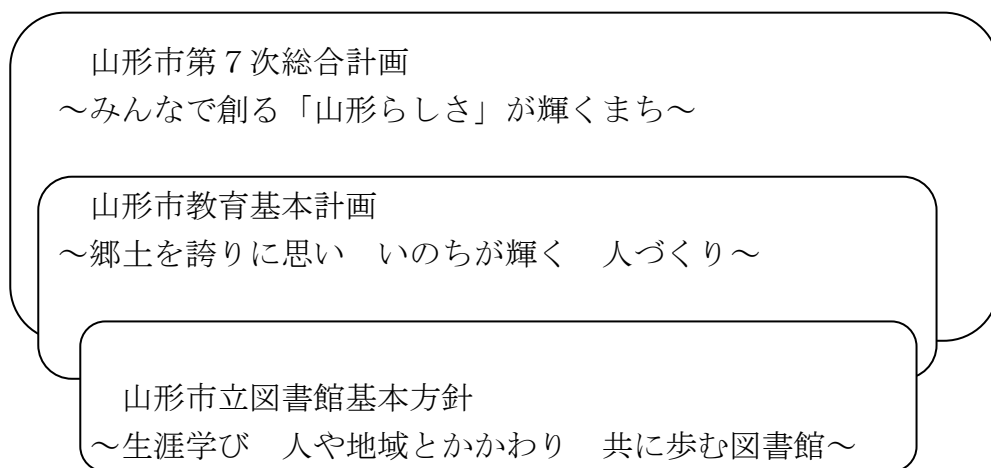
なお、山形市第7次総合計画の基本構想の見直し、山形市教育基本計画の見直し、社会情勢の変化、時代のニーズ等にあわせて、必要に応じて方針の見直しを行います。

第3章 基本理念

山形市第7次総合計画においては、「みんなで創る『山形らしさ』が輝くまち」を将来都市像としています。山形市教育基本計画では、「郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり」を掲げています。

これらの実現には市民が学び、情報を得、判断し、行動することが重要であり、また文化的な、うるおいのある生活を営むことが基盤となります。それらを育むうえで、身近な学びと情報の拠点である図書館の役割は大きいものがあります。

山形市立図書館は、「生涯学び 人や地域とかがわり 共に歩む図書館」を基本理念として、生活の充実、地域課題や生活課題への市民の主体的学習を支援するため、多様な資料・情報の充実に努め、身近な情報拠点、地域文化の創造の場としての図書館、さらに、市民とともにさまざまな企画や図書館運営を図ることにより、市民のニーズを反映し、また市民から親しまれる図書館を目指します。



第4章 基本方針

1 市民一人ひとりが利用しやすい図書館

図書館は、市民誰もが利用できる公共施設です。多くの市民の利用を促進するため、様々な利用者のニーズに対応したサービスの充実や利用しやすい環境の整備に努めます。

また、ICTを活用した情報提供サービスを推進します。

2 市民や地域に役立つ図書館

市民の文化教養、娯楽に資するとともに企業や経営に関する情報、就労に必要な技術・技能や雇用に関する情報、子育てに関する情報、医療や健康に関する情報等、市民の様々な調査研究等に対応する身近な情報センターとしてのサービスを提供します。

3 子どもの読書活動を推進する図書館

0歳から読書に親しみ、子どもの成長段階に応じて、読書を通じて楽しみながら創造力や思考力を伸ばせるよう、家庭や関係機関等と連携して取り組みます。

また、学校図書館と図書館とが連携し、学校において読書活動や学習に必要な図書資料の提供や学校図書館職員の研修など児童生徒の読書活動及び学習を支援します。

4 市民と共に歩む図書館

図書館運営への市民参加や協働を推進し、市民と共に歩む図書館を目指すとともに、質の高いサービスを支える体制を整備します。

第5章 取り組み方針

基本方針の実現に向け、取り組む方針を次のように設定し、推進します。

1 市民一人ひとりが利用しやすい図書館

① 市民の立場に立った図書館サービスの充実

【現状】

山形市立図書館では、本館における平日開館時間の延長、休館日の見直し、図書館情報システムや館内利用者端末機の導入、インターネット予約、資料の返却や予約本の受け取りを本館・分館のいずれにおいても可能とするなどのサービスの充実を図ってきました。

児童開架室、青少年（ヤングアダルト）コーナーや高齢者等向けの大活字本コーナーを設置し、年齢に合わせた資料の整備、提供に努めてきました。

また、本館では、車椅子用スロープ、障がい者トイレやエレベータの設置のほか、車椅子、老眼鏡、ルーペ等を配置するなど、障がいがある方が図書館を利用しやすい環境整備に努めてきました。

さらに、老人福祉施設や障がい者福祉施設等に入所されている方へ団体貸出により資料を提供してきました。

【課題】

利用者のニーズや年齢層に合った資料収集や提供方法の工夫など、さらに利用しやすいサービスを提供する必要があります。

また、本館には車椅子用スロープや障がい者用トイレの設置など、相応の配慮はなされているものの、トイレに段差があるなど不十分な面が見られます。

【今後の取り組み方針】

(1) 児童・青少年に対する図書館サービス提供

ア 児童・青少年用の資料の収集に努めます。

イ 青少年の進路等に役立つ資料の収集に努めます。

(2) 高齢者に対する図書館サービス提供

ア 大活字本や録音図書等資料の収集に努めます。

イ 高齢者がわかりやすく手に取りやすい本の配置と環境の整備に努めます。

ウ 高齢者や周りの家族にとって関心の高い趣味や医療・介護・福祉等の資料の収集に努めます。

(3) 来館が困難な利用者への図書館サービス提供

ア 団体貸出を通して、老人福祉施設や障がい者福祉施設に入所されている方への資料提供を進めます。

イ ボランティアとの協働による図書館資料の配送や回収サービスを検討します。

(4) 多言語サービスの提供

ア 多言語資料の収集に努めます。

イ 多言語による館内案内板や表示板を設置します。

(5)開館日及び開館時間の見直し

ア 整理休館日を見直すなど、開館日の改善に取り組みます。

イ 開館時間の改善に取り組みます。

(6)本館内のバリアフリー化の推進

段差の解消等を進め、高齢者や障がい者の利用しやすい環境づくりに努めます。

② ICTを活用した情報提供の推進

【現状】

山形市立図書館では、平成11年度に新しい図書館情報システムを導入しました。さらに、同18年度に図書館ホームページの開設、同時にインターネットによる蔵書検索システムの稼働、同19年度に館内に検索用端末機を導入し、資料の検索や自動貸し出しができるように整備しました。同23年度から貸出中の資料の図書館ホームページからのインターネット予約受付を開始しました。また、インターネットが利用できるパソコン1台を参考資料室に配置しています。

【課題】

現在、インターネット予約は貸出中の資料（まんが、CDを除く）に限られており、貸出されていない資料を予約することができません。

本館にインターネット検索用パソコンを1台設置しているものの、商用データベースを活用したサービスは提供されていないことから、利用者の情報収集を支援していくため、導入を検討する必要があります。

【今後の取り組み方針】

- (1)インターネット予約の範囲を貸出可能な全資料（まんが、CDを除く）への拡大に取り組みます。
- (2)商用データベースを活用したサービスの提供を検討します。
- (3)ホームページを利用した資料の案内、メールによるレファレンス・サービス等の提供に努めます。なお、運用に当たってはプライバシーの保護を徹底します。
- (4)公衆無線LANの導入を進めます。

※多言語

多言語（たげんご）とは、複数の言語が並存すること。また、一個の人間、国家・社会、文書などが、複数個の言語に直面したり対応したりすること。多重言語ともいう。

※ICT

ICTとは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略である。日本語では一般に「情報通信技術」と訳されており、医療、介護・福祉、教育など公共分野への貢献が期待されている。

※商用データベース

データベースとは、事典や新聞記事など大量のデータを集めて整理・統合し、検索などをしやすくしたもの。企業などが開発・販売し、インターネット等で提供されるものが商用データベースであり、制作者によって常に管理・更新され信頼性が高い。

※レファレンス・サービス

利用者の学習・研究・調査・課題解決を支援するため、求めている資料や情報を的確に提供するなどの支援をするサービスで、貸出とともに図書館サービスの主要な柱となっている。

※公衆無線LAN

商店や宿泊施設、公共施設などに置かれたアクセスポイントを通じて、不特定多数の人が、パソコンやスマートフォン、タブレット型端末などを無線でインターネットにつなげるサービスで、転送速度が速いためインターネットの閲覧などが快適に行える。

2 市民や地域に役立つ図書館

① 資料の収集・整備・保存とその提供の充実

【現状】

山形市立図書館では、山形市立図書館資料収集方針に基づき、市民のニーズや社会情勢に即した教養、学習、調査研究、生活、娯楽、趣味などに関する資料を収集してきました。

また、郷土に関する資料については、山形市に関する資料については網羅的に収集するとともに、県内に関するものについては基礎的な資料を中心に収集してきました。

現在の蔵書は約41万冊で、市民1人当たりの冊数は1.7冊となっています。

視聴覚資料については、CDは所蔵しているものの、DVDなど映像資料は郷土資料等を一部所蔵しているのみです。

リクエスト・サービスを行い、利用者の資料要求に対応しています。利用者の求める資料が山形市立図書館で所蔵していない場合には、購入又は相互貸借制度により県立図書館や他の図書館から借用し提供しています。

【課題】

蔵書冊数については、市民1人当たり2冊、50万冊を目標に掲げていますが、収蔵スペースに限りがあり、今以上の収蔵は難しい状況です。

就職、転職、起業、日常の仕事に関する資料や子育て、健康、医療、福祉等に関する資料など様々な生活や地域課題の解決のための資料の充実が求められています。現在の限られたスペースの中、資料の収集や提供のあり方が課題となっています。

利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介、情報の提示を行うレファレンス・サービス等は図書館サービスの柱の一つであり、その充実を図るための体制の整備や関係機関とのネットワークの構築が必要です。

近年普及がめざましい電子書籍やデジタルアーカイブについてはサービスを提供している図書館もありますが、電子書籍は、公共図書館向けの電子書籍が少なくコンテンツに偏りがあること、デジタルアーカイブは、著作権、肖像権、所有権等の問題があり、導入するには課題が多い

状況です。

【今後の取り組み方針】

(1) 計画的な蔵書管理

ア 提供できる資料等について、市民ニーズや資料収集方針に基づき、適切な質・量の確保に努めます。

イ 限られた収蔵スペースの有効活用に努めます。

ウ 不要となった資料の有効活用のため、図書リサイクルで学校、保育園、幼稚園などの公共施設や各種団体、市民へ提供します。

(2) 郷土資料の収集と提供

郷土に関する図書・雑誌・パンフレット・ちらし、映像資料等の資料の収集・提供に努めます。

(3) 地域課題に対応したサービス

ア 行政情報の収集と提供

山形市、山形県で発行している行政資料や地図等を収集・提供します。

イ ビジネス支援サービスの充実

起業、資格取得や就労等を支援していくための資料収集や情報提供を行うとともに関係機関との連携に努めます。

ウ 子育て、教育、医療、健康、福祉、まちづくり等の市民生活や地域を豊かにするための資料収集や情報提供に努めます。

(4) レファレンス・サービス等の充実

ア 市民のレファレンスニーズに対応できる体制を整備します。

イ レフェラル・サービスを実施するための関係機関との連携強化に努めます。

ウ 研修等により専門能力の向上を図るとともに、専門職員の育成に努めます。

エ 国立国会図書館レファレンス協同データベース等との図書館連携を推進します。

(5) 電子書籍及びデジタルアーカイブについては、取り組む上での諸課題が多いことから、調査研究を進めます。

(6) 特集コーナーを設け、資料の展示や紹介を行います。

※リクエスト・サービス

特定の資料要求に対し、予約、購入、借用などにより個別に伝えていくサービスで、貸出サービスを確実に行う上で不可欠なサービスとなっている。

※電子書籍

古くから存在する紙とインクを利用した印刷物ではなく、文字、記号、図画に加え音声、動画を、紙、金属、樹脂、磁性体等の素材に、電磁的、または、レーザー光等で記録した情報や、ネットワークで流通させた情報をいう。

※デジタルアーカイブ

デジタルアーカイブとは、博物館・美術館・公文書館や図書館の収蔵品を始め有形・無形の文化資源等をデジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって文

化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となる。

※レフェラル・サービス

利用者の要求するテーマに関する情報の情報源（人、機関等）を知らせるサービス。具体的には、他の図書館や類縁機関、専門機関や専門家へ問い合わせたり、紹介したりする。

※国立国会図書館レファレンス協同データベース

国立国会図書館が、全国の公共図書館・大学図書館・専門図書館等と協同で構築しているデータベース。一般の方々の情報探索、図書館員のレファレンス業務に役立つような情報を参加館が日々登録・更新・蓄積している。

② 多様な学習の機会や活動・発表の場の提供

【現状】

山形市立図書館では、図書館の利用促進と生涯学習の推進のため、市民の自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、相互学習の機会や場の活動・発表の提供として、一般成人向けに図書館資料と関連のあるテーマを設定した各種講座・講演会・展示会を企画・開催してきました。

また、子どもたちの読書活動をより推進するため、定期的な乳幼児・児童向けのお話会や読み聞かせ等をボランティアと協働し企画・開催してきました。

【課題】

市民の学習活動を支援するため、各種講座・講演会・展示会の開催のより一層の推進が求められています。実施にあたっては公民館などの社会教育施設や関係機関との連携が求められています。

乳幼児・児童向けのおはなし会や読み聞かせの開催のほか、各種イベント、学習会など、読書を楽しむ契機とするための多様な事業の充実が必要です。児童の文化の拠点としての役割を推進していくことが求められています。

事業の実施には、ボランティアの協力が欠かせず、協働による企画、運営を進める必要があります。

【今後の取り組み方針】

- (1) 各種講座や講演会等を開催します。
- (2) 乳幼児・児童向けのおはなし会や読み聞かせ、各種イベント、学習会等を企画・開催します。
- (3) 展示ホールや玄関展示コーナーでの展示会等を開催します。
- (4) 企画・運営をボランティアと協働で行います。
- (5) 社会教育施設や各種団体等との協力と連携

資料や情報の相互利用、講座の開催などによる公民館等社会教育施設や各種団体等との協力・連携に努めます。

3 子どもの読書活動を推進する図書館

① 子どもの年齢に応じた図書サービス

【現状】

山形市立図書館では、絵本や児童書等の収集・保存のほか、ボランティアの協力のもと年齢ごとの読み聞かせ活動などを行っています。

乳幼児向けの絵本を紹介したパンフレット「絵本とあそぼう」を1歳6か月検診時に配布しています。また、児童書等を紹介する本の新聞「としょかん Kids」を発行しています。

【課題】

子育て支援として子どもの年齢に応じた絵本や児童書の案内や保護者からの読書相談に応じられる体制などを整備する必要があります。

おはなし会や読み聞かせなどへの参加者増に向け、周知の方法や気軽に参加しやすい環境づくりを行う必要があります。

【今後の取り組み方針】

(1) 乳幼児や児童向け図書の提供

乳幼児や児童向けの絵本、児童図書、紙芝居等を計画的に収集、提供します。

(2) 乳幼児や児童向け事業の推進

ア おはなし会や読み聞かせなどの事業をボランティアの協力のもと開催するなど、乳幼児の読書活動を推進します。

イ 事業にあたっては、ホームページ等により積極的に情報提供を行うほか、会場など参加しやすい雰囲気づくりに努めます。

(3) 保育園や幼稚園等との連携

ア 保育園や幼稚園等へ団体貸出により資料を提供します。

イ 保育園や幼稚園等からの要請に基づき、職員やボランティアによる読み聞かせを開催します。

ウ 保育士や幼稚園教諭などが参加できる絵本に関する講座を開催します。

(4) 子育て支援のための情報提供

ア 「絵本とあそぼう」(0～3歳向け)の充実に努めます。

イ 本の新聞「としょかん Kids」の充実に努めます。

ウ 「絵本とあそぼう」(4～6歳向け)の作成発行を検討します。

② 学校図書館との連携推進と学校教育活動への支援

【現状】

山形市立図書館では、平成18年3月に策定した「山形市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、

学校と連携した事業に取り組んできました。

主な事業としては、学校との共催によるおはなし会の開催や、学校図書館図書整理員研修会の開催、団体貸出を実施しています。

また、児童生徒の職場体験学習やインターンシップ、図書館見学等の受け入れなどを実施しています。

【課題】

子どもたちの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を推進するため、学校との連携や支援活動を推進する必要があります。

【今後の取り組み方針】

(1) 学校図書館等の連携

ア 学校図書館の運営を支援するため、図書整理員の研修会等を開催します。

イ 学校図書館のレイアウト変更等について、学校からの相談に基づき支援します。

(2) 児童生徒の学習支援の推進

ア 児童生徒の学習支援のため、教科のテーマに応じて図書資料を選定し、団体貸出により提供します。

イ 夏休み自由研究相談会を開催するほか、関係する図書を展示するなど児童の自主的な学習を支援します。

(3) 学校訪問おはなし会の開催

職員やボランティアによるおはなし会を学校と共催します。

(4) 職場体験学習等の受け入れ

ア 中学校2年生による職場体験学習をはじめ、児童生徒の職場体験や就業体験を積極的に受け入れます。

イ 社会科見学等の図書館見学を受け入れ、図書館への理解と児童生徒の利用促進を図ります。

(5) 本の新聞「としょかんKids」等を通して学校へ児童書を紹介するとともに図書館利用の促進に努めます。

※職場体験学習

中学校等の総合学習などの枠内で、生徒たちに地域社会のさまざまな事業所で、職業の現場を体験させることをいう。職場体験とも呼ばれる。

※インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、学校と企業（非営利団体を含む）との連携によって行われるものをいう。

4 市民と共に歩む図書館

① 広報・広聴及び情報発信の充実

【現状】

「図書館だより べにばな」、本の新聞「としょかんKids」を年4回発行しているほか、「広報やまがた」、山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」や図書館のホームページを活用して図書館情報を提供しています。

また、講座等の受講者に対しアンケートを実施しているほか、利用者の意見・要望・苦情等を自由に寄せていただくため「利用者の声」（投書箱）を設置し、意見等については図書館だより等で公表するとともに、改善に取り組んでいます。

【課題】

より多くの市民に利用していただけるよう、ホームページや広報やまがた等を通じて積極的に図書館をPRするとともに、情報提供に努める必要があります。

また、図書館のホームページについて、内容の充実を図る必要があります。

「利用者の声」のほか、利用者の意見を聴取するしくみを構築する必要があります。

【今後の取り組み方針】

(1) 「図書館だより」等による情報の提供

「図書館だより」等により利用案内、本の情報、催し物の開催、ボランティアの活動状況等の情報提供に努めます。

(2) 「広報やまがた」等での情報の提供

「広報やまがた」をはじめ、あらゆる機会を通して催し物の開催、新着郷土資料の情報、休館日等についての情報提供に努めます。

(3) ホームページを活用した情報の提供

ア 山形市公式ホームページ「なんたっすやまがた」を活用し、新着本や催し物の開催等の情報提供に努めます。

イ 図書館のホームページの内容を充実するとともに、蔵書、新着本、催し物の開催等の情報提供に努めます。

(4) 利用者アンケートの実施

ア 利用者アンケートを実施し、利用者等の意向の把握に努めます。

イ 前記アンケートの結果を図書館サービスに取り入れ、改善に取り組んでいきます。

(5) 「利用者の声」の活用

寄せられた意見や要望を図書館運営に活かしながら、改善に努めていきます。

② 市民参加による図書館運営

【現状】

市民の委員で構成する図書館協議会において、基本的方針や事業計画について協議し、図書館運営に反映しています。

山形市立図書館ボランティア「小荷駄のみどりから…」の協力を得て、本の配架作業、破損本

の修理、「図書館だより ベにばな」や「としょかん Kids」の編集を実施しています。

また、各種講座、講演会、絵本の読み聞かせ、おはなし会等をボランティアとの協働により開催しています。

【課題】

図書館運営におけるボランティアの役割は大きく欠かすことができないものです。協働を継続するため、ボランティアの育成や活動支援を図る必要があります。

【今後の取り組み方針】

(1) 市民参加の公的な機関としての図書館協議会において協議された市民の図書館に対する意見や要望等を図書館運営に反映させていきます。

(2) ボランティアの育成・支援

ア 研修会等の開催を通して、ボランティアの育成を行及び活動支援を推進します。

イ ボランティアとの協働により図書館サービスの充実を図るとともに、活動の場を提供します。

(3) 職場体験や労働体験の受け入れ

ア インターンシップ等を積極的に受け入れます。

イ NPOなどの労働体験を積極的に受け入れます。

③ 質の高いサービスを支える体制の整備

【現状】

山形市立図書館本館は開館から34年を経過し、蔵書冊数、利用者とも開館当時と比べ大きく伸びており、施設全体が非常に手狭になっています。また、施設・設備とも経年劣化が著しい状況です。

図書館には専門的なサービスを実施するため必要な司書を配置することが求められていますが、山形市立図書館では、司書は平成25年4月現在臨時職員を含め司書率12%と公立図書館の全国平均51%を大幅に下回っています。

分館は中央公民館、東部公民館、北部公民館、霞城公民館に併設されていますが、各分館ともに狭小なため、ゆとりある読書環境とは言えない状況にあります。

さらに、霞城分館を除く3分館はJR奥羽本線の東側に位置することや本館以南の市域に設置されていないなど、設置位置の偏在が見られます。

危機管理に関しては、消防法令に基づく消防訓練を実施しています。

【課題】

図書館には、選書やレファレンス・サービス等より専門的なサービスの提供が求められています。特に、資料を選択し体系的に組織化する能力や、利用者からの相談に的確に対応するレファレンス能力などは、専門性が高く、多角的な視野からのさまざまな知識や情報が必要なことから、専門的教育や研修を受けた上で現場経験を積むことによりはじめて可能となります。市民の幅広

い学習や調査・研究ニーズの高まりに的確に答えるため、適正な司書有資格者の配置が課題であり、「望ましい基準」においても司書及び司書補の確保が明確に位置づけられています。また、職員資質の向上に努める必要があります。

本館においては、施設が手狭になっており、蔵書スペースの確保や耐震診断を含め、老朽化に対応する計画的な改修工事等が必要です。

また、図書館を駅周辺などに配置し、にぎわいの創出の中核施設と位置付けている自治体も増えてきている中、人口増加の著しい地区への対応など分館の拡充・拡大・再配置が課題です。

危機管理に関しては、「望ましい基準」において、日常的なレベルでの事故や災害などの危機管理に加えて、大規模な非常事態の発生に備えた危機管理が必要であると位置づけられていることから、図書館で発生しうる様々なリスクを想定し、リスク発生時に適切に対応できる体制を構築する必要があります。

【今後の取り組み方針】

(1) 職員体制の整備と専門性の向上

ア 適正な司書有資格者の配置を進めます。

イ 研修等に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。

ウ 図書館の効果的・効率的な運営体制について、東北6県の県庁所在地や県内の状況などを把握しながら、研究していきます。

(2) 本館施設設備の改修

ア 耐震診断・改修を実施し、安全・安心な図書館を目指します。

イ 施設・設備の老朽化が進む中、快適な利用者サービスが提供できるよう計画的に改修工事等を行います。

ウ 収蔵スペースの確保について、館外も含め調査・研究していきます。

(3) 分館の充実

ア 予約した資料の受け取りや返却等、本館・分館間のネットワークの充実に努めます。

イ 各分館のニーズや規模に応じた蔵書構成に努めます。

ウ 分館の拡充について検討します。

(4) 危機管理

ア 災害やシステムトラブルなど図書館で起こりうるリスクとその対応方法について体系的に整理した危機管理マニュアルを作成します。

イ 危機管理マニュアルに基づいて、職員に対する研修や実際のリスク発生を想定した訓練を実施します。

第6章 基本方針の推進に向けて

1 基本方針の推進

基本方針が目指す図書館サービス実現のため、関係部署や機関との協議や協力体制の構築を推進します。

2 基本方針の進行管理

基本方針の各取り組みが着実に推進されるよう、年度ごと利用者アンケートを参考に、実施状況を検証し、進捗状況を確認するとともに必要に応じ見直します。

また、社会や経済情勢の変化、山形市や図書館を取り巻く環境の変化などにより見直しが必要となった場合は、基本方針の見直しを行います。